

熊本家庭裁判所委員会（第30回）議事概要

第1 開催日時等

1 日時

平成29年10月27日（金）午後1時30分～午後3時10分

2 場所

熊本家庭裁判所第1会議室

3 出席者

（委員）

今吉光弘，北原久史，北村直登，木ノ内均，清田秀孝，杉水沙奈映，永松俊雄，横田周三，藤木美才，武藤雅光，大泉一夫，井上博喜

（事務局等）

事務局長，首席家庭裁判所調査官，首席書記官，事務局次長，次席家庭裁判所調査官，総務課長，総務課課長補佐，総務課文書係長

4 意見交換テーマ

面会交流～現状と課題及び当庁の取組

第2 議事概要【発議者の略記 ◎：委員長，○：委員，◇：事務局等】

1 開会

2 新任委員のあいさつ

3 議事

(1) 法改正の背景

(2) 子に関する法改正対応の趣旨について

(3) 面会交流について

((1)から(3)まで，PDF「面会交流～現状と課題及び当庁の取組」を使用しての説明)

4 意見交換

- 調査官調査のタイミングは、どのように図っているのか。
また、試行的面会交流の年間の件数は何件あるのか。
- ◇ 従来、調査官調査を行うタイミングは、調停事件の終盤であったが、現在は、調停期日が1期日～2期日終了したくらいの早めのタイミングで行っている。
試行的面会交流の件数については、具体的に調べていないが、おおよそ月1～2件くらいは行われていると思う。必要性がある都度、行っている。
- 子に発達障害等がある場合など、専門職等のいる機関などを利用しているのか。
- ◇ 面会交流を行う外部機関は熊本にはないため利用していない。
なお、家裁には精神科医や看護師がいるので、そのような事件には、同職が関与している。
- 面会交流とは、離婚した後で行われるのか。離婚した後に家裁が関わるとはどのような場面なのか。
- 面会交流事件が申し立てられるのは、①まだ離婚はしていないが別居しているケース、②離婚調停中に申立てがあるケース、③離婚したときに面会交流の取決めをしていなかった場合で離婚後に申立てがあるケース、④離婚時に面会交流の取決めをしていたが、その後、親や子の事情の変更等があり、面会交流の条件が変わるようなケースなどがある。
- 家裁に申立てがあった場合に、面会交流に家裁が関与するということか。
- ◎ そのとおりである。
- 教育の現場でも、面会交流等の問題に関し、情報を得たいと思われるが、学校側と面会交流に関し協議することはあるのか。
- ◇ 少年事件では学校と協議することがあるが、面会交流事件において学校と協議するという場はない。
- 個別事件での協議は難しいだろうが、子どもたちがどのような場面で悩ん

でいるのかなどを教育現場は知りたいと思うので、意見交換する場があればと考える。

◎ とても貴重な御意見なので参考にしたい。

○ 以前、アメリカに住んでいたことがあるが、アメリカでは、面会交流につき、親にも子にも権利がある。例えば、子の結婚式に実親と現在の親が同席しているのが普通であるため、誰もが面会交流に違和感を持っていない。

面会交流事件において、子の希望と親の希望が異なるとき、どちらの権利を優先することになるのか。

○ アメリカでは、離婚後も共同親権であり、日本では、離婚後は単独親権となる。つまり、どちらが監護養育するのかを決めることになるので、対立が生じやすく、その調整が必要となる。

面会交流事件においては、例えば、子が会いたくないと言っているといったケースにおいて、会いたくないのは子の真意なのか、真意であればなぜそう言っているのかなど、調査官調査を通じて、専門的な知見で真意を見極め、会いたくない原因があればそれを除去するよう同居親や別居親に促し、原因をなくすように努力してもらい、面会交流実現に向けて働きかけている。

直接交流（面会交流）することに問題があるケースについては、間接交流（例えば、メール交換など）の段階を経て、いい親子関係を作り、直接交流に向けて努力してもらうこともある。

◇ 子に「会うか否か」の意思決定をさせることはないが、子の気持ちを聞きながら、子の福祉を尊重し、できるだけ面会交流する方向で進めている。

○ 日本においても面会交流することが基本形であり、面会交流をすることを前提としてその機会を確保するという認識でよいか。

○ そのとおりである。

○ 子が2～3歳の頃に離婚し、中学生くらいになったときに子が別居親に会いたいと思ったとき、子から面会交流の申立てはできるのか。

○ 子が申立てをすることはできないが、中高生くらいであれば、自分の意思で会うことができると思われる。面会交流が問題になるのは10歳以下の子のケースであることが多い。

○ 今年の1月に、「面会交流の取決めをして離婚した夫婦の妻の方が再婚し、子に新親ができた。新親が実親との面会交流を拒んだため、熊本地裁が賠償命令を出した。」という事件があったが、家裁はどこまで関与できるのか。実際に面会交流が実現しないときには、どのようなことができるのか。

○ 同居親の再婚後に、新家庭の平和を守るという理由で面会交流の取決めを修正する余地はある。

一般論として、同居親が別居親と一方的に会わせないとシャットアウトしてしまうと、子の福祉からみて別居親が子との面会交流の調整を求める権利を侵害したとして損害賠償が認められることもある。そのような権利も、法的保護に値すると思われるからである。

◎ 面会交流の取決めを守らない場合、履行勧告という制度がある。調査官が履行するよう勧告するが、履行は任意である。

また、任意で履行しない場合、民事執行法に基づく間接強制という制度もある。子の手を引いての直接強制ではなく、面会交流を実施しない場合、金銭賠償させるという間接強制である。

○ 面会交流の実効性の担保はどう考えているのか。

実際に面会交流をする場合、DVなどがあったケースでは、どこで行うのか。例えば、裁判所で行うことができるようにするとか、子供文化会館などの公共の施設と裁判所が協定を図るなど、検討していただきたい。

◇ 民間の面会交流実施機関が熊本にはない。

大型ショッピングモールのキッズルームとか、子供文化会館や児童館など、大衆の目がある場所で面会交流を行うことが考えられる。

今後、面会交流実施機関が設置されることに協力してもらえればと考える。

○ 面会交流は，平成24年度の法改正から始まったのか。

◎ 子の監護に関する事項は，法改正前からある。面会交流についても，面接交渉という名で実施されていた。

5 次回のテーマ

「広報活動」をテーマとすることで，委員全員が合意した。

6 次回期日

平成30年5月25日（金）午後1時30分

7 閉会